

平成 2 9 年度

第 1 回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資 料>

<委員名簿>

- 平成 2 9 年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

<議 事>

「ドラッグストアモリ京町店」に対する意見について

- ◎ (資料 1-1) 市の意見案と考え方 . . . 1~6
- (資料 1-2) 周辺見取図 . . . 7
- (資料 1-3) 配置図・平面図 . . . 8
- (資料 1-4) 動線計画図 . . . 9
- (資料 1-5) 騒音発生源・騒音予測地点位置図 . . . 10~11
- (資料 1-6) 立面図 . . . 12
- (資料 1-7) 緑化・屋外照明・広告塔照明配置図 . . . 13

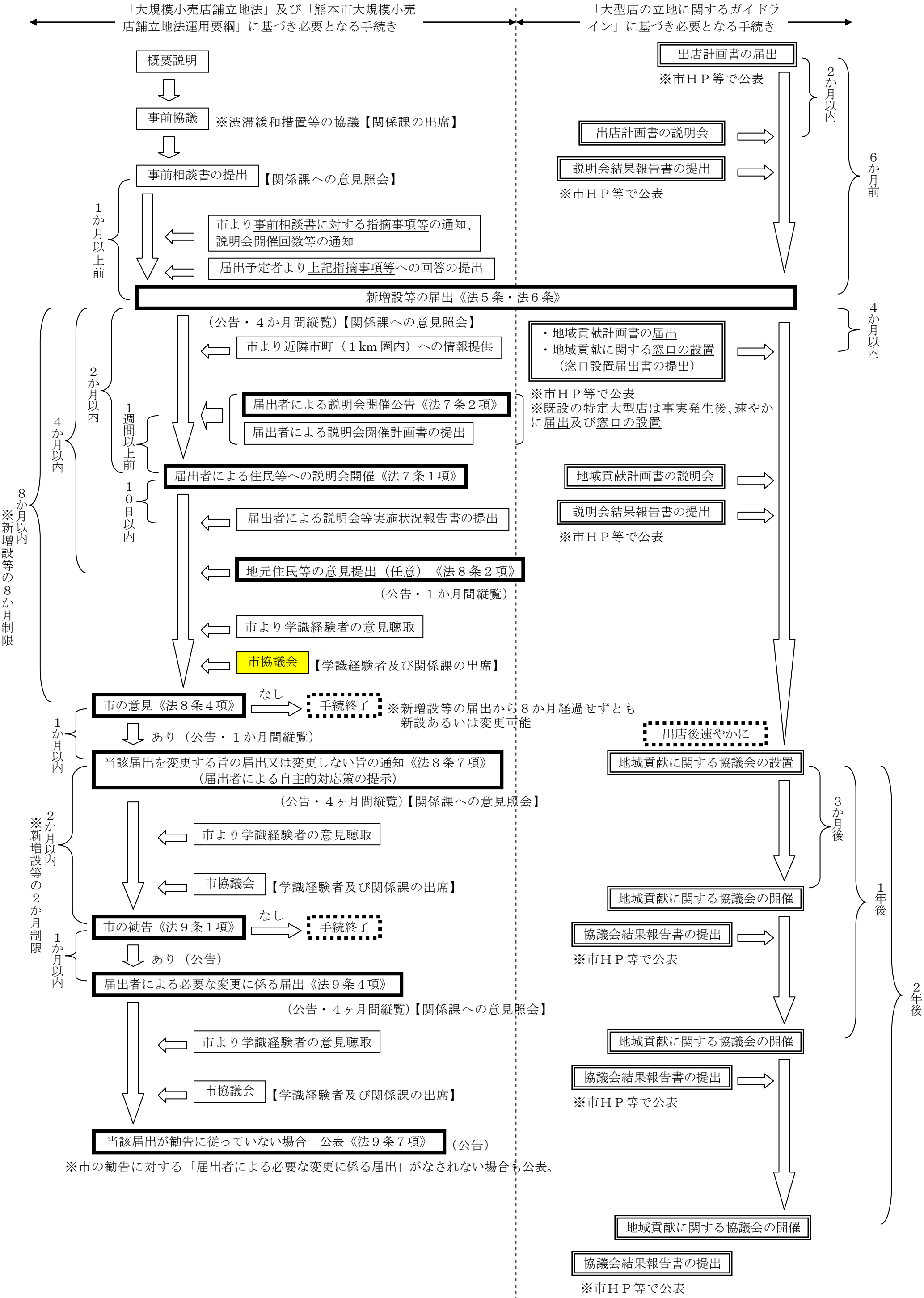
「ドラッグコスモス大江店」に対する意見について

- ◎ (資料 2-1) 市の意見案と考え方 . . . 14~20
- (資料 2-2) 周辺見取図 . . . 21
- (資料 2-3) 配置図・平面図 . . . 22
- (資料 2-4) 動線計画図 . . . 23
- (資料 2-5) 騒音発生源・騒音予測地点位置図 . . . 24~25
- (資料 2-6) 立面図 . . . 26
- (資料 2-7) 緑化・屋外照明・広告塔照明配置図 . . . 27

平成29年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏 名	出席者	備考
1	熊本市	経済観光局 産業部長	井上 隆	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	
3	熊本学園大学	経済学部 教授	荒井 勝彦	本人	
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人	
5	熊本県	警察本部交通規制課長	瀬河 清信	代理	中村 孝男
6	熊本市	危機管理防災総室長	村上 孝之	本人	
7		生活安全課長	松崎 太成	代理	有働 公博
8		青少年教育課長	上原 章広	代理	網谷 圭司
9		環境政策課長	梶田 一郎	代理	八浪 哲也
10		環境共生課長	尾崎 絵美	本人	
11		水保全課長	永田 努	代理	中嶋 進
12		ごみ減量推進課長	吉村 栄治	代理	後藤 滋
13		商業金融課長（所管課）	潮永 誠	本人	
14		交通政策課長	土屋 裕樹	代理	中園 貴博
15		都市政策課長	杉田 浩	代理	松永 幸徳
16		建築指導課長	原 和義	代理	中村 信一
17		開発景観課長	正源司 繁	代理	川崎 栄二
18		土木管理課長	上村 亮	代理	中村 忠幸

大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ



市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ドラッグストアモリ京町店
2. 所 在 地：熊本市中央区京町二丁目１０３番２ 外
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社ドラッグストアモリ（福岡県朝倉市一ツ木１１４８番地の１）
 - (2) 小売業者：株式会社ドラッグストアモリ
 - (3) 新設年月日：平成２９年７月１８日
 - (4) 店舗面積：１，４３７㎡
 - (5) 駐車場台数：４３台
 - (6) 駐輪場台数：１２台
 - (7) 荷さばき施設面積：７６㎡
 - (8) 廃棄物保管施設容量：１４㎡
 - (9) 営業時間：２４時間
 - (10) 駐車場利用可能時間帯：２４時間
 - (11) 駐車場の出入口の数：２箇所
 - (12) 荷さばき可能時間帯：２４時間

	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
4. 手続状況：	平成28年11月17日	平成28年11月24日～平成29年3月24日	平成29年7月17日

5. 意見等： ○・・・あり ×・・・なし	住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	意見等総数 17件 留意事項 5件
	×	○	○	○	
	県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	
	○	×	×	×	商業金融課
	環境政策課	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	
	○	○	○	×	
	交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	
	×	×	×	×	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

4. 小売業一覧

1	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.4関連】 その他の小売業者について、記載をお願いします。 ※正式に決定後、大規模小売店舗立地法6条第1項の届出の提出が必要になります。
	設置者回答	その他の小売業者について、決定次第、6条1項に基づく変更届出を提出します。
	取扱	留意事項として付記 →（５）

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

2	担当課	県交通規制課
	指摘内容	【項目No.4(2)関連】 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。
	取扱	留意事項として付記 →（１）

2. 騒音の発生に係る事項

3	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.4 関連】 敷地境界線上の全ての地点において、来客車両走行音、荷さばき作業に伴い発生する騒音に係る夜間の騒音レベル最大値の予測結果が、騒音規制法の夜間の規制基準を超えているため、規制値を超える場合の対策として届出書に記載された騒音対策を確実に講じ、また、近隣の住民等と調整したうえで遮音壁の設置を検討するなど、騒音の抑制に努めること。 また、開店後、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。 (理由) 出店に伴い発生する騒音により、周辺地域の生活環境の悪化を防止するため。
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めるとともに、開店後、苦情等が発生した場合には速やかに対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 →（２）

4	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.4 関連】 夜間のa地点・b地点・c地点における来客車両走行音、a地点・b地点・c地点・d地点・e地点における搬出入車両走行音、d地点・e地点における荷下ろし音・搬出入車両荷台開扉音、b地点・c地点・d地点・e地点における搬出入車両荷台扉閉音、a地点・b地点・d地点・e地点における搬出入車両座席扉開閉音・搬出入車両エンジン始動音の最大騒音レベル値が基準値を超えています。騒音により近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。 また、苦情があった場合は、誠意ある対応をお願いいたします。
	設置者回答	騒音により近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めます。 また、苦情があった場合は、誠意をもって対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 →（２）

5	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.4関連】 夜間の変動騒音や最大騒音レベル値が基準値を超えている地点がある。近隣の生活環境が損なわれないように努力してください。
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めるとともに、開店後、苦情等が発生した場合には速やかに対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 →（２）

6	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.5 関連】 熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機及び冷凍冷蔵庫屋外機における圧縮機（原動力の定格出力が2.25kw以上のもの）の設置が予定されていますので、設置工事開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。
	設置者回答	騒音特定施設の設置届を行います。
	取扱	記載しない

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

7	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(2)関連】 立面図について、カラー図面の提出をお願いします。 (理由) 建物の色彩やデザインの調和について、景観への配慮を確認するため。
	設置者回答	カラー図面の添付します
	取扱	記載しない

8	担当課	環境共生課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 ①敷地内の緑化計画について、緑地面積の記載をお願いします。また、緑地の位置・面積・緑化方法について配置図上に明示して下さい。 ②緑化協議時の緑化計画の確実な施行をお願いします。 ※緑化目標値：$4,246 \times (1-0.7*) \times 0.2 = 254.76(\text{m}^2)$ 計画面積：273.78(m^2) (※建ぺい率は近隣商業地域(80%)・第2種住居地域(60%)各敷地面積で按分) (理由) ①図面上で緑化計画が不明なため。 ②緑地の保全と緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	①敷地内の緑化計画を配置図上に明示します。 ②緑化協議時の緑化計画のとおり施行いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

9	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 緑化計画に関して、植栽に当たっては芝生や壁面緑化などでなく、条例に定める通り樹木(低木・中木・高木)を用いてほしい。このことは、景観形成上および防音・防風・防塵などの効果によって環境の安定性に資するものと思われる。
	設置者回答	緑化面積については、環境共生課と協議の上、条例上の基準を満たした面積を確保しております。緑地については、基本的に芝張りにて計画しているところですが、景観への配慮に関し、可能な限り樹木について検討したいと思います。
	取扱	→ (3)

10	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 街並み景観づくりとしては、駐車場と県道(歩道)の間に植栽、可能であれば樹木が望ましい。3か所程度の中木の植栽ができないだろうか？
	設置者回答	道路境界部分の緑地については、交通安全上、視認性を確保する必要があることから樹木の植栽は難しいと考えます。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

11	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(6)関連】 屋外照明及び広告塔照明の配置について、決定の上、資料一3にそれぞれの凡例等を記載してください。
	設置者回答	屋外照明及び広告塔照明配置図を提出いたします
	取扱	記載しない

Ⅲ. その他指摘事項

12	担当課	商業金融課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」第1の2の2-2(6頁参照)に規定する一定規模未満の大型店に対して本市が求めている地域貢献の実施等積極的に取り組んでください。 (理由) 企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されるため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組んでまいります。
	取扱	留意事項として付記 → (4)

13	担当課	北部土木センター総務課管理財産班
	指摘内容	申請地に隣接する県道には、境界標(それに伴う測量錐)が埋設されているため、これらに損傷なきよう十分注意して施工すること。なお、これらの移動が生じる場合は、北部土木センター総務課管理財産班と事前に打ち合わせを行うこと。 (理由) 道路の管理と保全のため。
	設置者回答	境界標に損傷ないよう充分注意して施工します。 移動が生じる場合には、北部土木センター総務課管理財産班と事前に打合せを行います。
	取扱	記載しない

14	担当課	北部土木センター総務課占用班
	指摘内容	市道への占用物がある場合(雨水排水管設置等)、及び市道の構造等を変更する場合(乗入口の設置等)事前に申請が必要。 (理由) 道路法32条及び道路法24条に基づく。
	設置者回答	市道への占用物がある場合は、事前に申請を行います。 道路法第24条に基づき事前に申請いたします。
	取扱	記載しない

15	担当課	北部土木センター道路課維持第1班
	指摘内容	【6(3)資料-3】 新設乗入口の歩道部分についてはタイル舗装をアスファルト舗装にすること。 (理由) 道路の管理と保全のため
	設置者回答	新設乗入口の歩道部分はタイル舗装をアスファルト舗装にいたします。
	取扱	記載しない

16	担当課	水保全課
	指摘内容	【項目No.2その他関連】 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する30日前までに市長(水保全課)に届出を行ってください。 (理由) 土壤汚染対策法第4条第1項の規定により。
	設置者回答	届出いたします。
	取扱	記載しない

17	担当課	水保全課
	指摘内容	【項目No.2その他関連】 河川・地下水等水質保全対策、節水対策を推進してください。 (理由) 水環境及び地下水質・水量保全のため。
	設置者回答	河川・地下水等水質保全対策、節水対策の推進を行います。
	取扱	記載しない

7. 市の意見案

ドラッグストアモリ京町店

【市の意見】

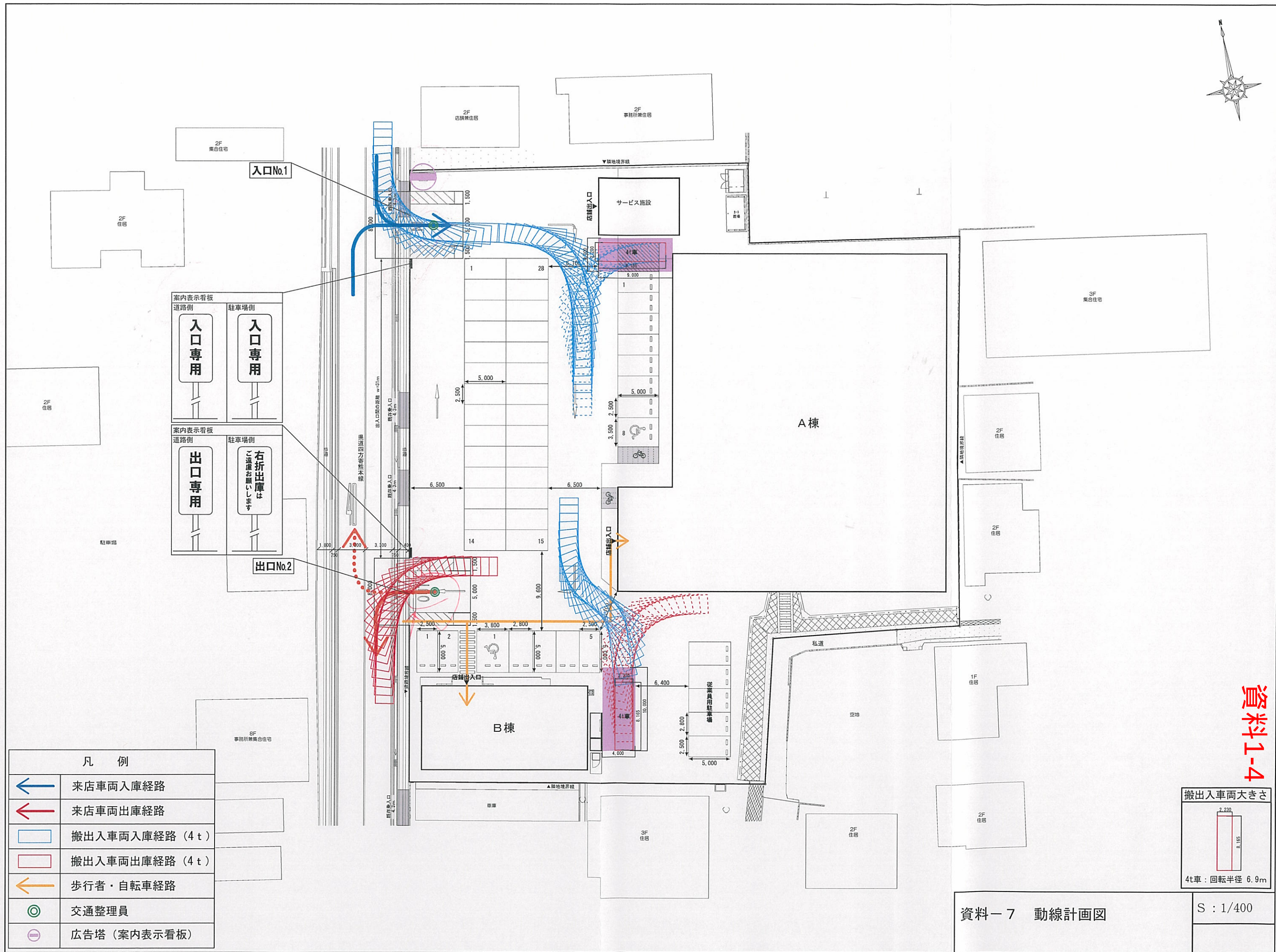
届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (3) 樹木の植栽を含む緑化については、防音・防風・防塵及び景観形成などについても有効性があると考えられるため、開店後においても樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
- (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。
- (5) その他の小売業者が決まり次第、大規模小売店舗立地法第6条第1項の届出を提出すること。



S : 1/400



凡 例	
	来店車両入庫経路
	来店車両出庫経路
	搬出入車両入庫経路 (4 t)
	搬出入車両出庫経路 (4 t)
	歩行者・自転車経路
	交通整理員
	広告塔 (案内表示看板)

資料1-4

搬出入車両大きさ

4t車：回転半径 6.9m



B [1.5m (GL+1.5m)]

2F
集合住宅

2F
住居

駐車場

駐車場

8F
事務所兼集合住宅

2F
事務所

2F
店舗兼住居

A [4.8m (GL+4.5m)]

2F
店舗兼住居

2F
事務所兼住居

a (2.1m)

b (1.5m)

入口No.1

ロベリ

サービス施設

荷さばき施設No.1

1

44

46

48

58

60

50

52

54

56

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

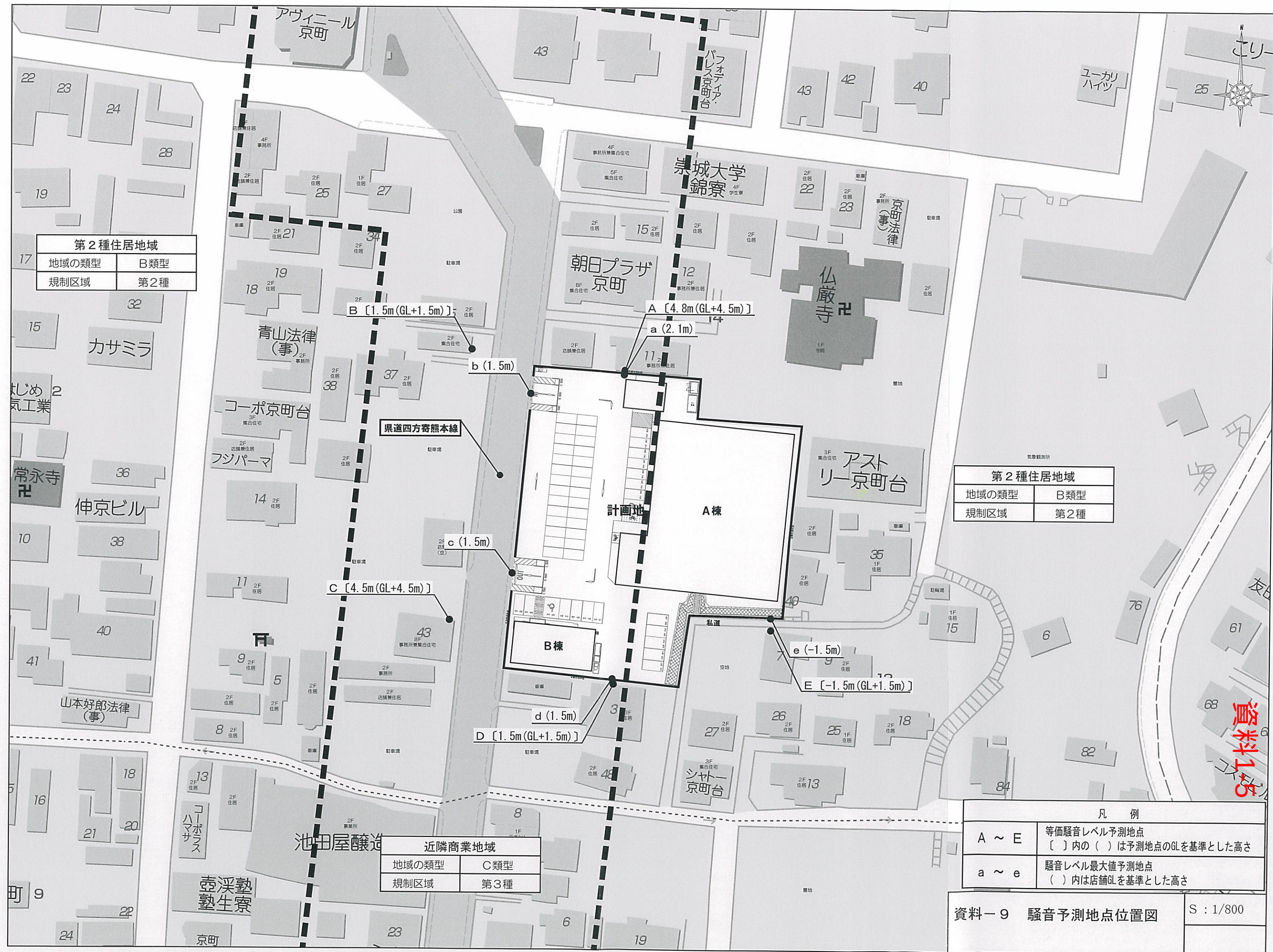
322

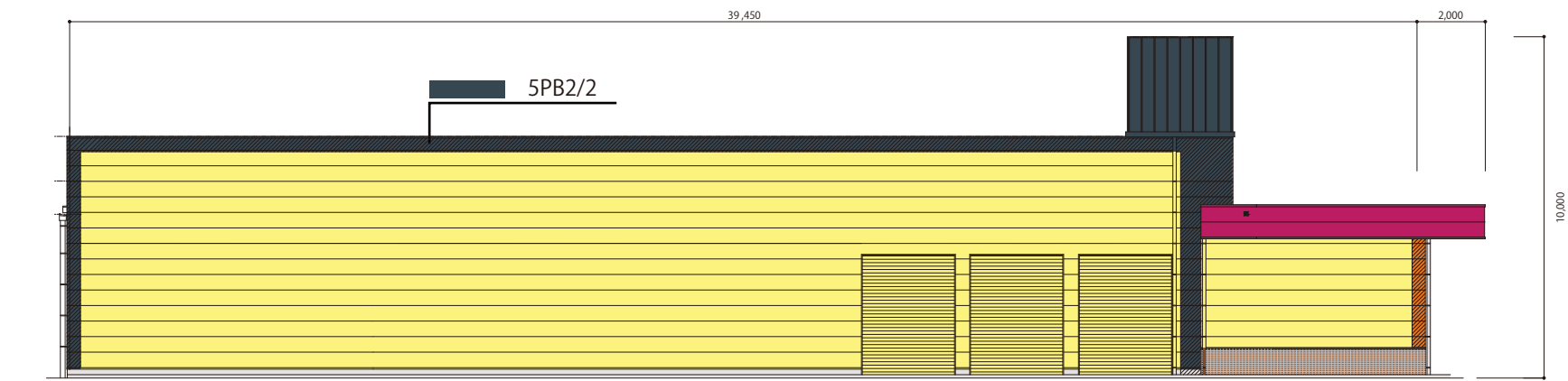
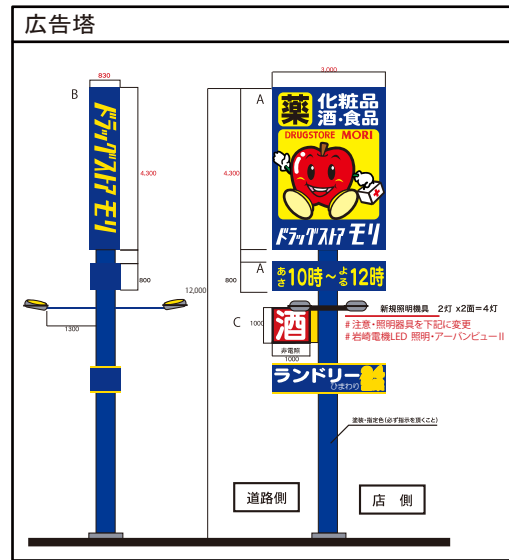
323

324

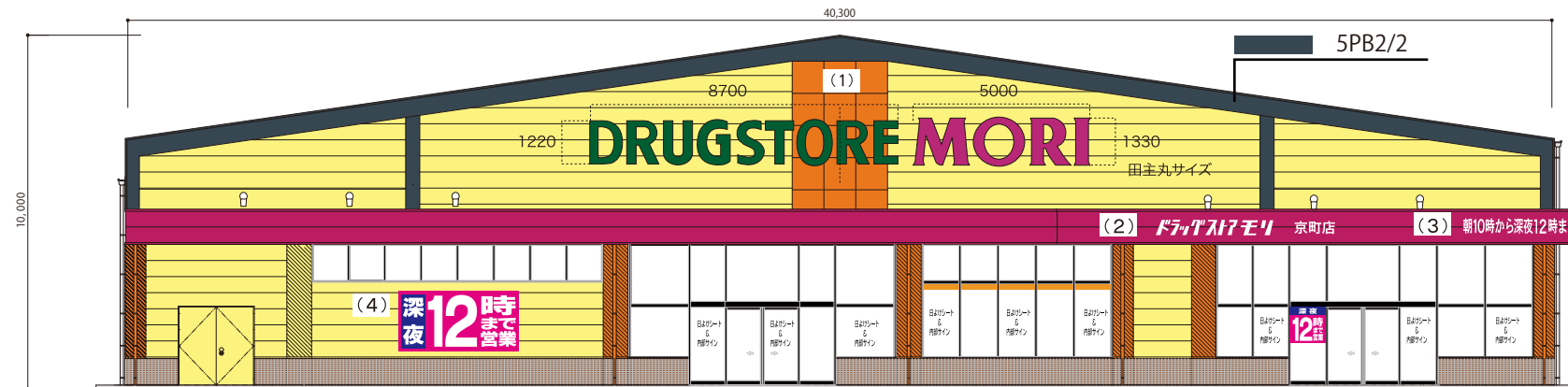
325

326

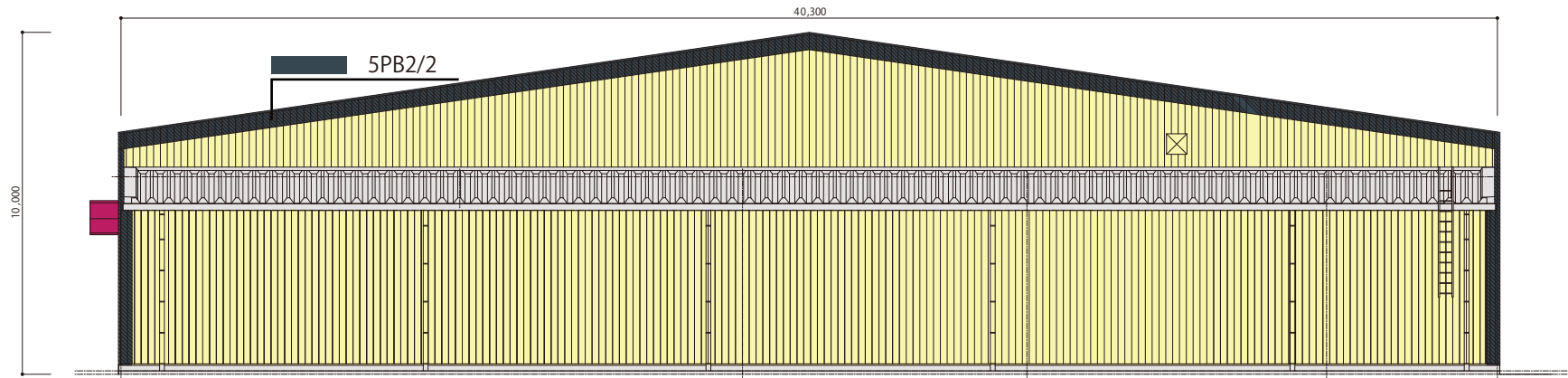




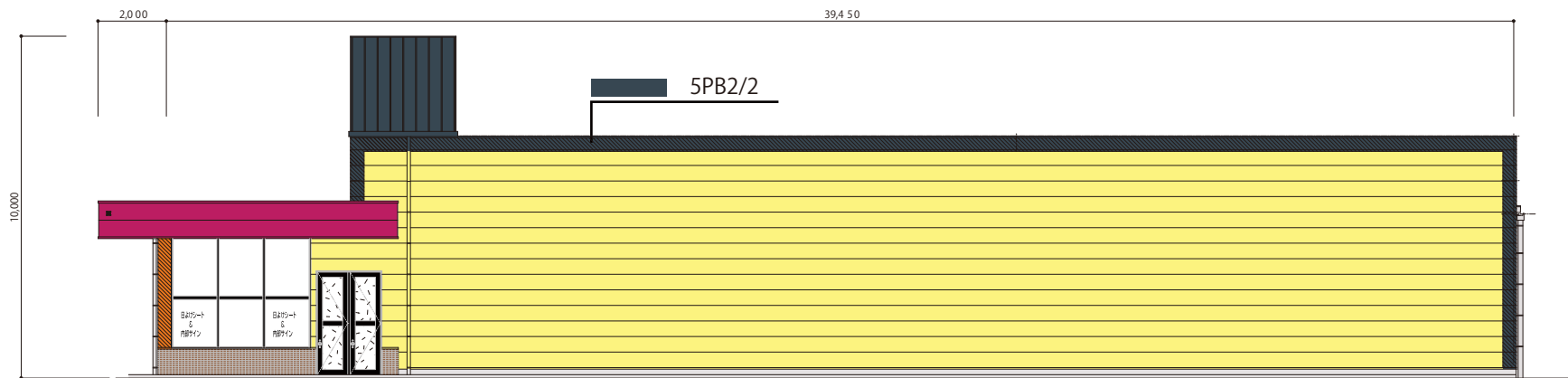
北側立面図



西側立面図



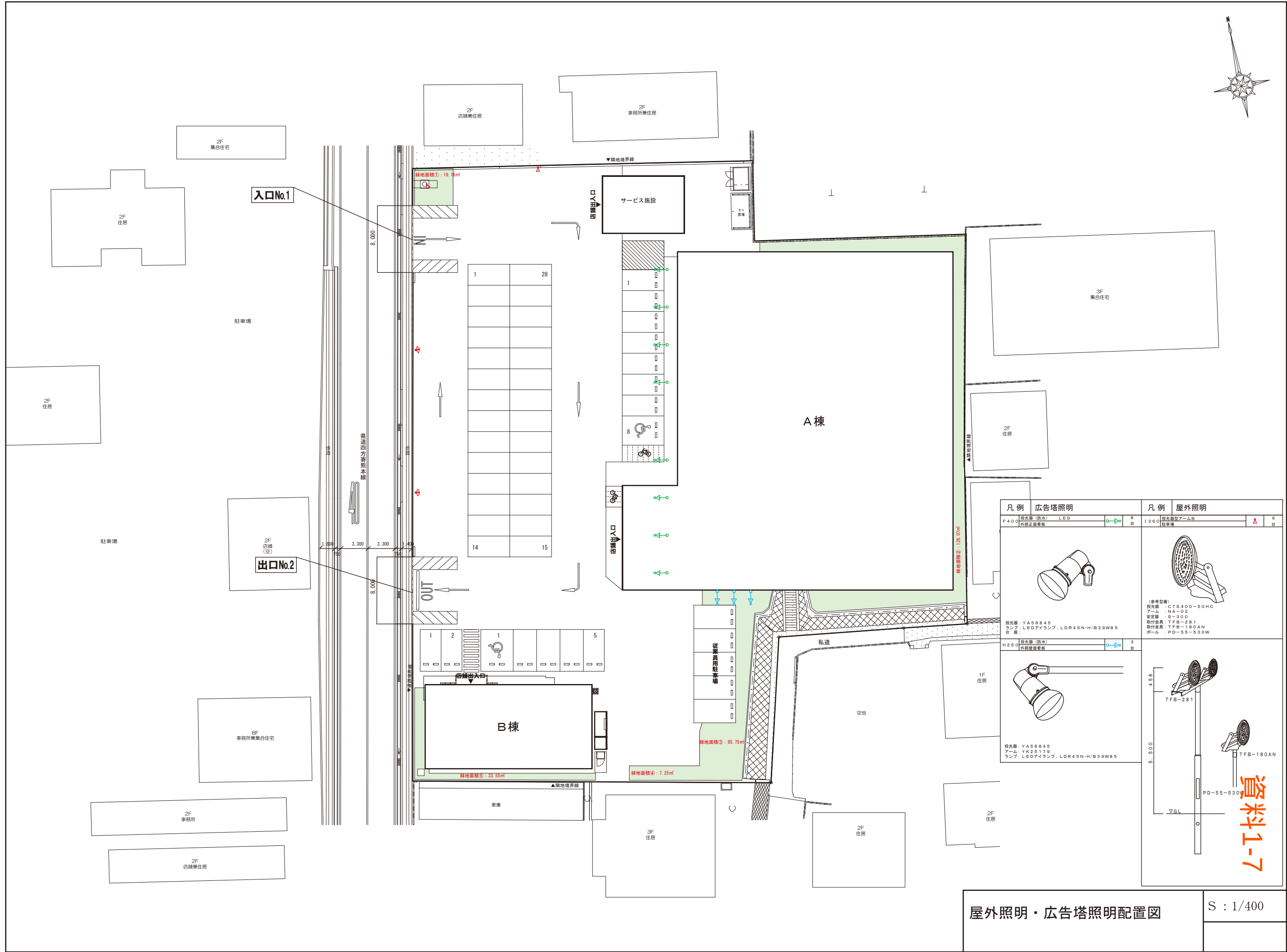
東側立面図



南側立面図

カラー立面図

S : 1/200



屋外照明・広告塔照明配置図

S : 1/400

市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ドラッグコスモス大江店
2. 所在地：熊本市中央区大江二丁目 9 1 9 番 外 8 筆
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社コスモス薬品（福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号）
 - (2) 小売業者：株式会社コスモス薬品
 - (3) 新設年月日：平成 2 9 年 7 月 2 6 日
 - (4) 店舗面積：1, 6 6 6 m²
 - (5) 駐車場台数：7 2 台
 - (6) 駐輪場台数：2 6 台
 - (7) 荷さばき施設面積：6 5 m²
 - (8) 廃棄物保管施設容量：1 1 m³
 - (9) 営業時間：1 0 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
 - (10) 駐車場利用可能時間帯：9 : 3 0 ~ 2 2 : 3 0
 - (11) 駐車場の出入口の数：1 箇所
 - (12) 荷さばき可能時間帯：2 4 時間

	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
4. 手続状況：	平成28年11月25日	平成28年11月30日～平成29年3月30日	平成29年7月25日

5. 意見等： ○・・・あり ×・・・なし	住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田嘱託教授)	意見等総数 18件 留意事項 4 件
	×	○	○	○	
	県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	
	○	×	×	×	商業金融課
	環境政策課	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	
	○	○	○	×	
	交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	
	×	×	○	×	土木管理課
					×

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

1	担当課	建築指導課
	指摘内容	【項目No.7関連】 隣接地においては、建設後も継続的に周辺環境に充分配慮すること。 (理由) 建築基準法の許可において付している条件のため。
	設置者回答	建設後も周辺環境に配慮いたします。
	取扱	記載しない

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

2	担当課	建築指導課
	指摘内容	【項目No.3(2)関連】 道路に面する部分においては、地域住民の意見を踏まえて交通協議を行い、その協議に基づき整備を行うこと。 (理由) 建築基準法の許可において付している条件のため。
	設置者回答	道路に面する部分においては、地域住民の意見を踏まえて交通協議を行い、その協議に基づき整備いたします。
	取扱	記載しない

3	担当課	学識経験者
	指摘内容	【資料-3関連】 車の出入口から店舗の入口までの通路の幅が12mあり、車の走行には十分余裕があるように見える。しかし、入口から直進や左折する車、反対に駐車場から出口に向かう車が往来することを考えると(時間帯によって混雑が予想される)、敷地内に何らかの標識が必要ではないか。
	設置者回答	出入口の計画については、これまで交通管理者、道路管理者との協議を重ねてきたところであり、入庫車両の吸い込みをスムーズにするための通路幅を確保した計画としておりますが、オープン時等多くの来店車両が見込まれ混雑が予想される際には、主要な箇所に交通整理員を配置して交通の安全と円滑に努めます。
	取扱	記載しない

4	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.3(2)関連】 敷地周辺の道路については、交通量が多く、小・中学校の通学路にも指定されていることから、駐車場の自動車の出入口付近における、児童・生徒を含む通行者への安全対策を十分に講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	駐車場の自動車の出入口付近における、児童・生徒を含む通行者への安全対策を講じてまいります。
	取扱	記載しない

5	担当課	熊本県警察本部 交通規制課
	指摘内容	【項目No.4(2)関連】 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

6	担当課	学識経験者
	指摘内容	【資料-3関連】 駐輪場の位置は自転車利用者の利便性から、店舗に近い位置に設けることが望ましいと考えます。
	設置者回答	駐輪場の位置については、利用者の利便性を考慮し、店舗入口付近を含め分散して配置しております。 また、敷地内には、店舗出入口まで歩行者・自転車専用通路を設けることで、自転車利用者の安全に配慮した計画としております。
	取扱	記載しない

7	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.7(6)関連】 荷さばき車両について、搬入経路上が一部通学路に指定されているため、通学時間帯を極力避けた運行計画をお願いしたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	荷さばき車両について、極力、通学時間帯を避けた運行計画といたします。
	取扱	記載しない

2. 騒音の発生に係る事項

8	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.3(2) 関連】 a地点における来客車両走行音、a地点・b地点・d地点における搬出入車両走行音、b地点における搬出入車両荷台扉開音、a地点・b地点における搬出入車両荷台扉閉音・搬出入車両座席扉開閉音・搬出入車両エンジン始動音の夜間最大騒音レベル値が基準値を超えています。騒音により近隣住民の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。 (理由) 周辺地域への騒音対策のため。
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

9	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.3(2) 関連】 a地点・b地点・d地点において、夜間の騒音レベルの最大値の予測結果が、騒音規制法の夜間の規制基準を超えているため、規制値を超える場合の対策として届出書に記載された騒音対策を確実に講じ、騒音の抑制に努めること。 また、開店後、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。 (理由) 出店に伴い発生する騒音により、周辺地域の生活環境の悪化を防止するため。
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。開店後、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

10	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.4関連】 夜間の変動騒音や最大騒音レベル値が基準値を超えている地点がある。近隣の生活環境が損なわれないように努力してください。 (理由) 周辺地域への騒音対策のため。
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。開店後、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

11	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.5(3) 関連】 熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機及び冷凍冷蔵庫屋外機の圧縮機（原動力の定格出力が2.25kw以上のもの）の設置が予定されていますので、設置工事の開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。 (理由) 周辺地域への騒音対策のため。
	設置者回答	騒音特定施設に該当する設備機器は、設置する30日前までに届出を行います。
	取扱	記載しない

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

12	担当課	環境共生課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 ・敷地内の緑化については、建築確認事前申請に伴う事前協議を実施した際の計画に基づき、確実に行って下さい。 〔H28.12.7協議〕 緑化目標値： 敷地面積(㎡) × (1-指定建ぺい率) × 0.2 = 4595.05 × (1-0.6) × 0.2 = 367.61(㎡) 緑化計画面積: 385.10㎡ 緑化計画面積 > 緑化目標値 (理由) ・緑地の保全と緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	敷地内の緑化については、建築確認事前申請に伴う事前協議を実施した際の計画に基づき実施いたします。
	取扱	記載しない
13	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 緑化計画に関して、植栽に当たっては芝生や壁面緑化などでなく、条例に定める通り樹木(低木・中木・高木)を用いてほしい。このことは、景観形成上および防音・防風・防塵などの効果によって環境の安定性に資するものと思われる。
	設置者回答	敷地内の緑化については、建築確認事前申請に伴う事前協議を踏まえ計画しております。ご指摘を踏まえ対応を検討した結果、空きスペースにプランターを設置することで、可能な範囲で最大限の緑化に努めることといたします。
	取扱	留意事項として付記 → (3)
14	担当課	環境共生課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 配置図・立面図に緑化場所及び面積、緑化方法について明示して下さい。 (理由) 図面上で緑化計画が不明なため。
	設置者回答	配置図・立面図に緑化場所及び面積、緑化方法について明示いたします(別添図面参照)。
	取扱	記載しない
15	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(6)関連】 屋外照明及び広告塔照明の配置について、決定の上、資料―3にそれぞれの凡例等を記載してください。 (理由) 周辺地域への光害対策の確認。
	設置者回答	屋外照明及び広告塔照明配置図を提出いたします(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

Ⅲ. その他指摘事項

16	担当課	商業金融課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」第1の2の2-2(6頁参照)に規定する一定規模未満の大型店に対して本市が求めている地域貢献の実施等積極的に取り組んでください。 (理由) 企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されるため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組んでまいります。
	取扱	留意事項として付記 → (4)

17	担当課	水保全課
	指摘内容	【項目No.2その他関連】 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する30日前までに市長(水保全課)に届出を行ってください。 (理由) 土壌汚染対策法第4条第1項の規定により。
	設置者回答	3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、届出を行います。
	取扱	記載しない

18	担当課	水保全課
	指摘内容	【項目No.2その他関連】 河川・地下水等水質保全対策、節水対策を推進してください。 (理由) 水環境及び地下水質・水量保全のため。
	設置者回答	河川・地下水等水質保全対策、節水対策の推進を行います。
	取扱	記載しない

7. 市の意見案

ドラッグコスモス大江店

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (3) 樹木の植栽を含む緑化については、防音・防風・防塵及び景観形成などについても有効性があると考えられるため、開店後においても樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
- (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

渡鹿1

国家公務員合同宿舎
渡鹿住宅No.6

国家公務員合同宿舎
渡鹿住宅No.2

国家公務員合同宿舎
渡鹿住宅No.1

グレース
マンション

市道大江2丁目第2号線

長野アパート

マンション

市道渡鹿1丁目第1号線

天使の園
修道院

天使の園
保育園

市道大江2丁目新大江3丁目第1号線

計画地

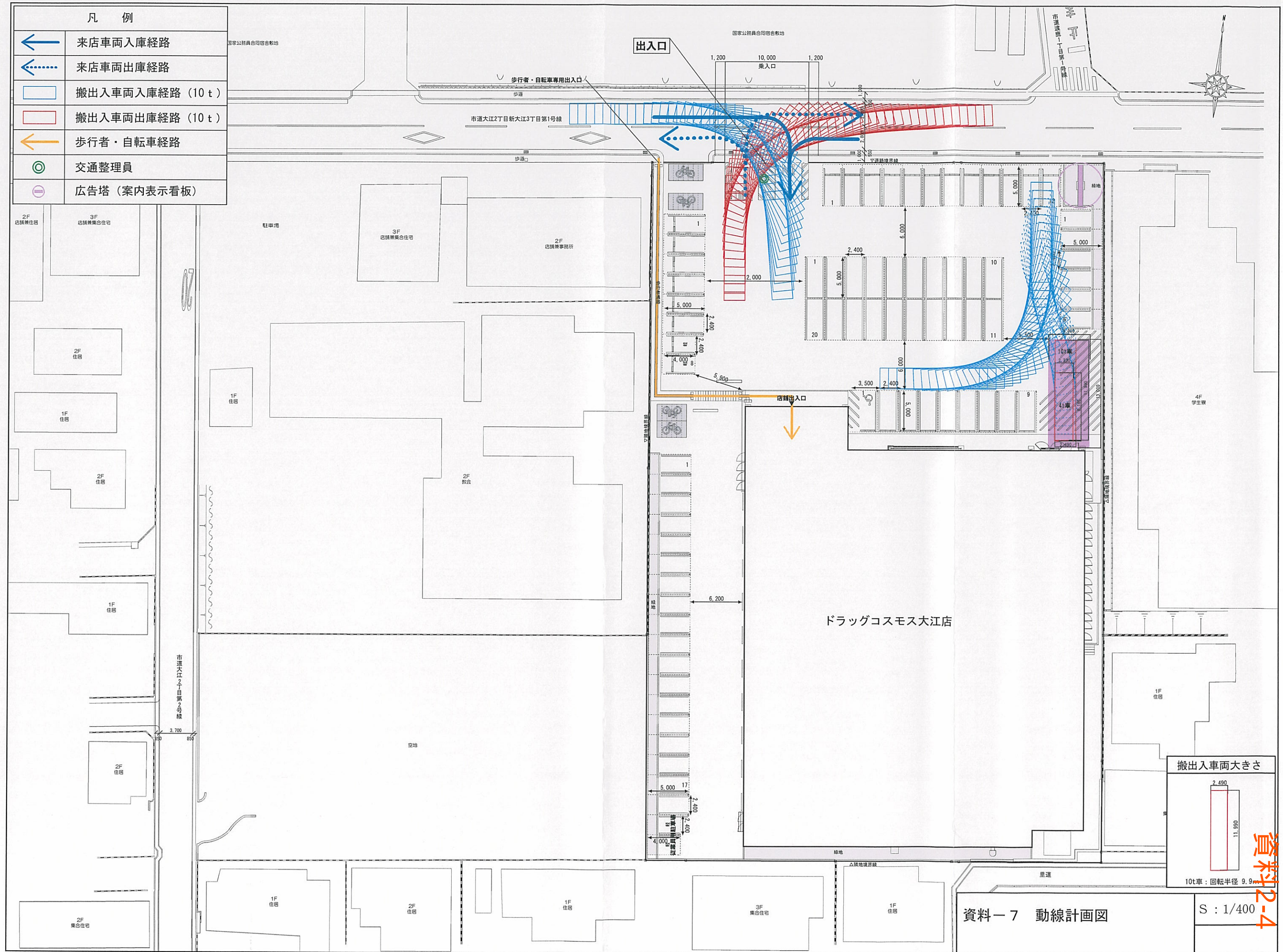
大江2

茂利ハイツ

文
託麻原小

コーポ鈴鹿



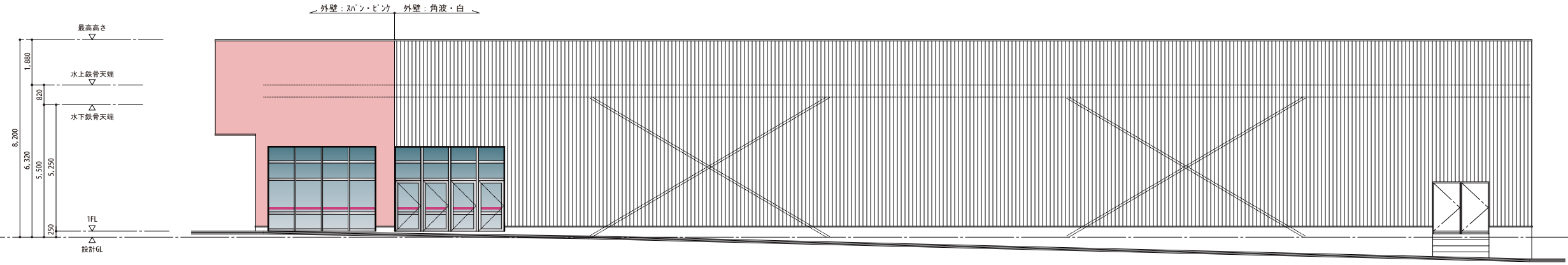


[illegible]

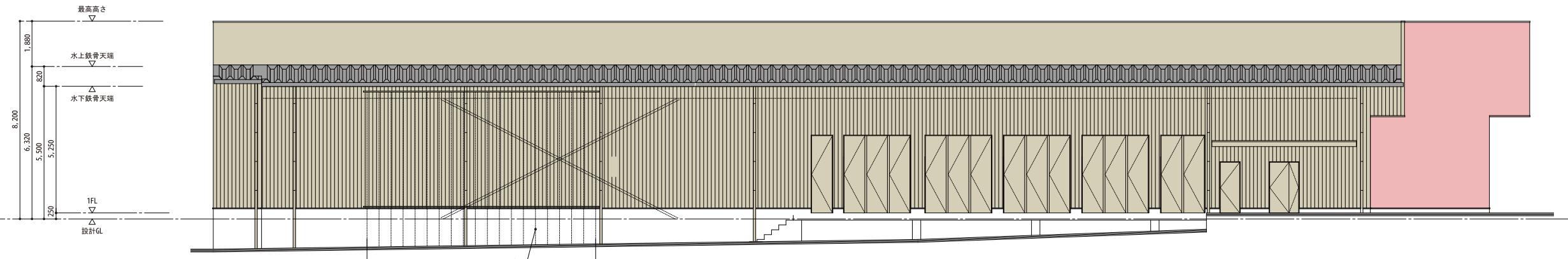
S : 1/400



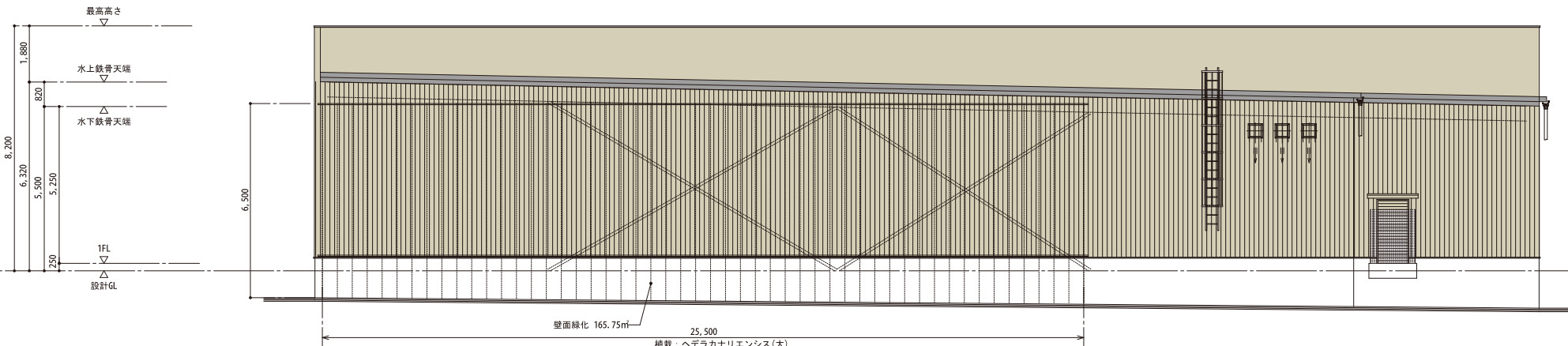
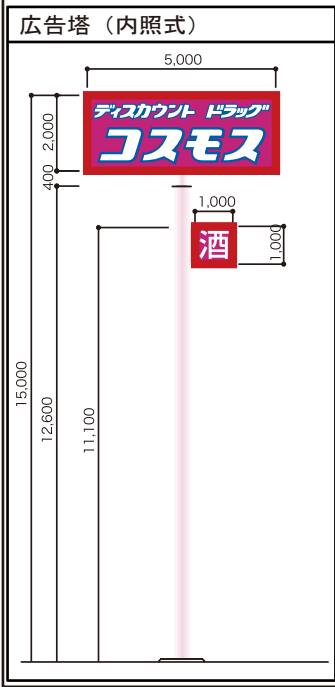
北側立面図



西側立面図



東側立面図



南側立面図

カラー立面図

S : 1/200

- 参考色 ダイナカル DC8038
ダフエレッド C13% M98% Y39% K0%
マンセル値 9.22RP/4.18/12.15
- 参考色 ダイナカル DS8807
パッションピンク C24% M100% Y15% K0%
マンセル値 6.77RP4.01/16.81
- 参考色 日塗工 02-80H
マンセル値 2.5R8/4
- 壁面 参考色 OGL1077 東海カラー / (DIC-2009)
マンセル値 3.87R7.47/5.54
- 壁面 参考色 6GH5019 東海カラー GL10 はるか
マンセル値 1.5B9.1/0.3
- 壁面 参考色 トウカイカラー GL-Y21 アイボリー
マンセル値 5.5Y7.6/1.7

